

夏季休業期間終了後の放課後等デイサービス等の取扱いについて

障害福祉行政の推進に日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、厚生労働省に確認したところ、新たな通知を発出する予定はなく、令和2年6月30日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）」により、引き続き対応するよう指示がありましたので、改めて令和2年6月30日付け事務連絡をご確認ください。

なお、夏季休業期間終了後の明石市の取扱いは下記のとおりです。

- ①事業所ごとに設定している夏季休業期間が終了しましたら、平日は授業終了後単価を設定してください。
- ②代替的支援は実施できます。
- ③代替的支援を行った場合の請求単価は、①に準じてください。
- ④代替的支援を行った場合の利用者負担は補助金の対象となります。国保連への請求につきましても、これまでと同様に請求してください。

※代替的支援を行う場合は、事業所名・サービス種別・代替的支援を行う期間（終了日は予定でも可）を支援開始後10日以内にメールにて障害福祉課までお知らせください。

※コロナの影響で平日に休業日の体制で開所する必要がある場合は、事前に障害福祉課までご相談ください。

明石市障害福祉課 自立支援係